

(別紙2)

令和3年5月18日

保護者様

伊丹市教育委員会
伊丹市立南中学校
校長 関 幸子

タブレット端末等使用条件

- 1 タブレット端末（端末）やモバイルルータ（ルータ）を借り受けた生徒と保護者の皆様は、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
 - (2) 設定等を変更しないこと
 - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
 - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - (6) セキュリティの維持に努めること
 - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - (8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
 - (9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
 - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸与料は無料です。
ルータの通信料は、保護者負担です。通信会社との契約及びインターネット接続設定は保護者の方等で行ってください。
- 6 貸与期間は、次のとおりです。
 - ・ 端 末：伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学する期間
 - ・ ルータ：伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間※貸与物品は、実際に在学する各学校の端末です。

7 返却などについて

- (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長（学校）へ返却してください。
- (2) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立以外の学校へ転出又は伊丹市立以外の中学校へ進学、もしくは伊丹市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長（学校）へ返却してください。
- (3) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長（学校）へ返却し、あらためて転出先又は進学先の学校の校長（学校）へ申請書を提出し借り受けてください。

8 自己の過失や故意により端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡してください。

端末及びルータに係る修理費等は自己負担とします。

なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。

9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。